

千葉県告示第 297 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により使用料等の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和2年4月1日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 委託の先
スポーツクラブ NAS 株式会社
東京都江東区有明3丁目7番18号
代表取締役 柴山 良成
- 2 委託施設
青葉の森スポーツプラザ（野球場・陸上競技場・庭球場・弓道場）
- 3 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで